

## 福江空港供用規程

空港法(昭和三十一年法律第八十号)第十二条第一項の規定に基づき、福江空港供用規程を次のとおり定める。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、空港の設置及び管理に関する基本方針の内容を踏まえつつ、福江空港が提供するサービス内容やサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項、その他の空港の供用の条件について記載することにより、空港における利用者の利便に資することを目的とする。

### 第二章 福江空港が提供するサービスの内容

(運用時間等)

第二条 福江空港の運用時間 11時間30分(8時00分から19時30分まで)

なお、運用時間に関して、空港管理者は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

2 福江空港機能施設事業等の営業時間については、別に定め、公表についてはインターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(福江空港の概要)

第三条 滑走路の本数(長さ×幅) 1本(2000m×45m)

2 単車輪加重 17.5トン

3 エプロン 5バース(3バース:90m×45m 2バース:70m×55m)

4 空港種別 地方管理空港

(福江空港が提供するサービスの内容に関する情報)

第四条 次に掲げる福江空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- 一 観光インフォメーションセンターその他の福江空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
- 二 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の福江空港に関する情報
- 三 前二号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時に空港が提供するサービス、その他の福江空港が提供するサービスの内容に関する情報

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第五条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、長崎県県営空港条例(昭和三十八年長崎県条例第十号)の定めるところによる。

附 則

この福江空港供用規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この福江空港供用規程は、平成26年6月1日から施行する。